

平成23年度概算要求(一般会計+特別会計)における独立行政法人・公益法人への交付金等の削減について

○独立行政法人向け交付金等

(単位:百万円)

交付先法人名	①22' 当初予算額	②23' 概算要求額	対当初予算額増△減額 ②-①	主な増減理由、見直し状況	(参考) 23' 要望額
独立行政法人国立公文書館	2,344	2,579	235	運営費交付金については、予算執行調査を踏まえ広報経費等の見直しを行っているが、公文書管理法の施行に伴う増員要求等による増額及び施設整備費補助金については、22年度末から耐震工事の着工開始予定のための増額となる。	—
独立行政法人北方領土問題対策協会	972	867	△ 105	・施設整備費補助金については前年度限りの経費 ・北方地域旧漁業権者等貸付事業費補助金について、平成22年度の貸付の実績及び見込に応じた計画の見直しによる縮減等	—
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構 (平成23年度中に学校法人へ移行予定)	13,309	6,370	△ 6,939	事業仕分けの評価結果及び予算執行調査を踏まえ、施設整備計画を見直すとともに、契約手法の見直し等により予算の縮減を図った。	2,000
合計	16,625	9,816	△ 6,809		2,000

※「交付金等」は、全ての運営費交付金、出資金、貸付金、委託費、補助金等(補助金・施設整備費補助金・負担金・交付金・補給金)

○公益法人向け交付金等

(単位:百万円)

主な交付予定先法人名	①22' 当初予算額	②23' 概算要求額	対当初予算額増△減額 ②-①	主な増減理由、見直し状況	(参考) 23' 要望額
(財)都道府県会館	600	600	0	被災者再建支援法に基づき国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額:600億円)基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助しているもの。 なお、平成19年11月の法改正時における衆・参の災害対策特別委員会の附帯決議により、法改正から4年を目途に制度の見直しなどの総合的な検討を行うこととされている。	—

※「公益法人」は、特例民法法人、新制度の公益法人、特例民法法人から一般法人に移行した法人で国が所管するもの。

※「交付金等」は、交付金、出資金、貸付金、委託費、補助金等(補助金・施設整備費補助金・負担金・補給金)、法人向け競争的研究資金

※交付先を公募等により決定するなどの理由で、交付先が未定の場合には、「主な交付予定先法人名」には、平成22年度、21年度に交付実績のある主な法人を記載。